

審査項目及び審査基準(一次)

【一次審査について】

- (1) 参加事業者が5者以内の場合は、参加資格のみを審査し、地域包括支援センター事業に適合すると認めるときは、二次審査の対象として選定する。
- (2) 参加事業者が5者を超える場合は、審査項目及び審査基準に基づいて書類を審査し、合計点が高い順に、二次審査の対象となる5者を選定する。
- (3) ただし、上位5者以内に合計点と同じ事業者が複数いる場合には、合計点が5番目に高い事業者と同順位までの事業者のすべてを二次審査の対象として選定する。

【参加資格要件】・・・「○」は参加資格あり、「×」は参加資格なし

※1つでも「×」がある場合は、二次審査へ進めない。

介護保険法第115条の22第2項の規定(指定介護予防支援事業者の指定)に該当しないこと。	
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。	
東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていないこと。	
事業者又は事業者の役員等若しくは使用人が、以下の項目に該当しないこと。 ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。 イ 暴力団員等を雇用している。 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。	
会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされるなど、客観的な経営不振の状態に陥っていることが明らかに認められる状態ではないこと。	
参加申込時点において、東京都特別区内、または人口・財政規模等が板橋区と同等以上の自治体で地域包括支援センターの運営実績があること。	
提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。	
提案金額が契約上限額の範囲内であること。	

【一次審査項目及び審査基準】(事務局での書類審査)

審査項目		審査基準	資料	配点	合計
1	基本理念・経営理念	基本理念・経営理念が明確に記載されているか。	様式3	2	27
2	事業実績	・板橋区地域包括支援センター事業の運営実績があるか。 ・板橋区内における事業実績が十分であるか。	様式3	5	
3	財務状況	・安定した管理・運営を行うことができるか。(安全性分析)	財務諸表 様式10	5	
		・収支計画が妥当であるか。(収益性分析)		5	
4	参加申込理由・動機	参加申込理由・動機が明確に記載されているか。	様式4	2	
5	事業方針	仕様書の内容に則って、各事業の方針が明確に記載されているか。	様式5	2	
6	人材確保・配置・育成	区が求める資格要件を満たす人材を適正に配置できるか。	様式6	2	
7	事故・緊急時の対応	事故・緊急時の対応が明確に記載されているか。	様式7	2	
8	個人情報保護措置	個人情報保護措置が明確に記載されているか。	様式8	2	

【採点基準】

・「2点」満たしている / 「0点」満たしていない

※なお、次の項目については、5段階評価とし、採点基準を以下のとおりとする。

●「事業実績」

- ・「5点」10事業以上、または板橋区地域包括支援センター事業を受託している、かつ5事業以上。
- ・「3点」5事業以上、または板橋区地域包括支援センター事業を受託している、かつ3事業以上。
- ・「1点」3事業以上、または板橋区地域包括支援センター事業を受託している。

●「財政状況」

・「5点」大変優れている / 「4点」優れている / 「3点」普通 / 「2点」やや劣る / 「1点」劣る の5段階評価とする。

審査項目及び審査基準(二次)

1 組織・運営体制等について

審査項目	審査基準	資料	配点	合計
1 基本理念・経営理念	公正・中立な運営に向けた理念であるか。	様式3	5	25
2 参加申込理由・動機	板橋区の高齢者施策を理解するとともに、事業参入について理由が明確であり、意欲があるか。	様式4	5	
3 人材確保・配置・育成	・区が求める資格要件を満たす人材の確保・配置が可能か。 ・職員の能力向上等を目的とした人材育成計画について、具体的に示しているか。 ・各自自治体から受託している地域包括支援センターにおける職員の離職について、何か対策等を講じているか。	様式6	5	
4 事故・緊急時の対応	・事故・緊急時に対応する危機管理の方針や具体的な方法が確立しているか。 ・苦情に適切な対応ができ、業務への反映について方針があるか。	様式7	5	
5 個人情報保護措置	個人情報保護に理解があり、紛失・漏えいの防止に努めているか。	様式8	5	

2 個別事業について

審査項目	審査基準	資料	配点	合計
6 総合相談支援事業	・様々な相談に対し、的確に状況把握を行い、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性の判断について、具体的に示しているか。 ・地域特性を踏まえ、地域包括支援ネットワークの構築や地域のニーズ等の把握のため、地域包括支援センターが持つ役割を理解して具体的な方法を示しているか。 ・地域の見守り体制を構築に向け、相談協力員等との連携方針を示しているか。	様式5	10	100
7 権利擁護事業	権利擁護の支援が必要な方への専門的・継続的な支援について、具体的に示しているか。	様式5	10	
8 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護支援専門員とネットワークを構築し、ケアマネジメント実践力の向上に向けた地域の連携・協力体制の整備について、具体的に示しているか。	様式5	10	
9 地域ケア会議の実施	個別事例の検討及び地域課題の把握、地域の関係機関とのネットワーク構築に向け、各地域ケア会議の開催計画や方針を示しているか。	様式5	10	
10 在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療機関や介護サービス事業者等との関係づくりについて、高齢者の在宅療養に向けた連携・協働のための具体的な方針を示しているか。	様式5	10	
11 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターや協議体メンバーとの連携及び地域情報の提供や共有に向けて、協議体の運営支援方針を示しているか。	様式5	10	
12 認知症支援総合事業	認知症の方に対する専門的な知識や技術を有し、必要な支援及び普及啓発等に関する取組方針等を示しているか。	様式5	10	
13 介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対し、適切な社会資源やサービスに結びつけることについて、具体的に示しているか。	様式5	10	
14 一般介護予防事業	事業対象者の把握や地域で活動する団体等への支援について、具体的に示しているか。	様式5	10	
15 地域・社会貢献に資する新たな提案	・地域特性や課題を踏まえた各委託事業の新たな運用方法について、具体的に提案しているか。 ・各委託事業を実施するにあたり、地域とのつながりを重視した新たなアプローチ方法について、具体的に提案しているか。	様式9	10	

3 プレゼンテーション

審査項目		審査基準	資料	配点	合計
16	分かりやすさ	・提案内容が分かりやすい資料であったか。 ・提出された書類の内容を踏まえたプレゼンテーションであったか。	プレゼン	5	15
17	質疑応答	・委員からの質疑に対する回答が的確であるか。	プレゼン	5	
18	提案内容の妥当性	・事業を行うにあたり、提案内容が妥当であるか。 ・事業の実施に対する明確なビジョン等が分かるような内容であるか。	プレゼン	5	

4 その他評価(事務局)

審査項目		審査基準	資料	配点	合計
19	事業実績	・板橋区地域包括支援センター事業の運営実績があるか。 ・板橋区内における事業実績が十分であるか。	様式3	5	60
20	財務状況	・安定した管理・運営を行うことができるか。(安全性分析)	財務諸表	5	
		・収支計画が妥当であるか。(収益性分析)	様式10	5	
21	提案金額	提案内容に対して、提案金額が妥当であるか。	様式1	35	
22	区内事業者の参加	法人の所在地が板橋区内である場合、加点する。	様式1	10	

総合計 200

【採点基準】

- ・「5点」大変優れている / 「4点」優れている / 「3点」普通 / 「2点」やや劣る / 「1点」劣る の5段階評価とする。
- ・配点を「10点」としている項目は、「5段階評価の得点」×2として採点する。

※なお、次の項目については、採点基準を以下のとおりとする。(事務局採点)

●「事業実績」

- ・「5点」10事業以上、または板橋区地域包括支援センター事業を受託している、かつ5事業以上。
- ・「3点」5事業以上、または板橋区地域包括支援センター事業を受託している、かつ3事業以上。
- ・「1点」3事業以上、または板橋区地域包括支援センター事業を受託している。

●「財政状況」

- ・「5点」大変優れている / 「4点」優れている / 「3点」普通 / 「2点」やや劣る / 「1点」劣る の5段階評価とする。

●「提案金額」

- ・配点×(下限額/提案金額) ※小数点以下は四捨五入する。

●「区内事業者の参加」

- ・法人の所在地が板橋区内である場合は、「10点」加点する。